

障害のある人への

虐待は ぜったいに

ダメ!

しおうがい

障害のある人への

ひと

ぎやくたい

み

き

虐待を見たら聞いたら

ぎやくたい

おも

虐待かな?と思ったら

つうほう

まずは通報してください

わたし

くに

しおうがい

ひと

まも

私たちの国には障害のある人を守る

しおうがいしゃぎやくたいぼうしほう

障害者虐待防止法があります

障害のある人への虐待は法律で禁止されています！

何人も障害のある人を虐待してはいけません。家族・養育をしている人や、障害者支援をしている事業所、そして障害のある人を雇っている会社での虐待については、国民に通報が義務付けられています。

養護者による虐待

家庭内での親、子、兄弟、配偶者などからの虐待や、障害のある人の日常の介護や生活の世話をしている人からの虐待です。

障害者施設での虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所などの職員やヘルパー、施設長、法人役員などからの虐待です。

会社・職場での虐待

障害のある人を雇用している会社等の経営者、管理職、労務担当者など事業主としての権限をもった者からの虐待です。

虐待防止は通報が命です！

障害のある人への虐待は、厳しい躾、不適切な支援、からかいなどから発展します。早期に発見し、虐待の芽をつむることが、虐待防止の一一番有効な手立てです。虐待が疑われるような場合にも、躊躇せずにいち早く通報することが大切です！



障害者への虐待を見た、聞いた／自分自身が虐待された／虐待かな？と思ったら…

匿名でもいいです！通報者の秘密は守られます。



長野市障害者虐待防止センターまたは長野市障害者権利擁護サポートセンターに通報してください!!



必要な支援や保護を行い、事実確認後、事業所などに対する指導や処分など再発防止をします。

次のようなことが虐待になります

身体的虐待 **こんなサインに要注意!** お腹や太ももにあざや傷、手にやけどがある。
家族や施設職員を怖がったり怯えたりする。など



殴る・蹴るなどの暴力、しつけや指導に名を借りた体罰、過剰な投薬、ロープで縛り付けるなど、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。

心理的虐待 **こんなサインに要注意!** 泣き叫ぶなどのパニックが増えた。
普段とは違う攻撃や自傷行為がある。など



「ばか」など差別的な言葉、侮辱する言葉、人格を否定する言葉を言う、子ども扱い、怒鳴りつけるなど、精神的な苦痛を与える行為。

性的虐待 **こんなサインに要注意!** 性器を気にする、痛がるようになる。
卑猥な言葉を口にするようになった。など



胸やお尻を触る、裸にする、恋人を装って性交をする、卑猥な会話、アダルトビデオを見るなど、わいせつなことをしたりさせたりする行為。

放棄・放任 **こんなサインに要注意!** 体や服から異臭がしたり、爪が不潔にのびている。
体重が極端に落ち、施設などでガツガツ食べる。など



食事を与えない、着替えさせない、入浴させない、不衛生な環境で生活させる、必要な医療を受けさせないなど、心身を衰弱させる行為。

経済的虐待 **こんなサインに要注意!** 働いて収入があるのに貧しい生活をしている。
生活費やサービス利用料が支払えない。など



財産を勝手に処分する、賃金の不払い、無断で預金を引き出す、必要なお金を渡さない、同意なく年金等を管理するなど、財産と自由を奪う行為。

支援者のみなさんへ 地域で、施設で、職場で虐待を防ぐ取り組みをはじめよう！

家庭に社会的な支援をしつかり届けよう

家庭内での虐待を防ぐには、障害のある人の地域生活を支えるサービスが日頃から適切に提供されていることが重要です。同時に、家族がケアに追われることなく安心して暮らしていくための支援も必要になります。

言葉のない知的障害のある人への特別な配慮と職員の支援力向上を

障害者福祉施設の職員による虐待が増加しています。特に重度の知的障害の人への虐待が目立ちます。言葉による訴えができない人が虐待のターゲットになっている場合が多く、職員の支援技術及び倫理観の向上は欠かせません。また、担当職員を孤立させない支援体制づくりが大切です。

職場内いじめが起きていないかチェックしよう

障害のある人が働く職場では、仕事がはかどらない等の叱責をきっかけに職場内いじめのような心理的虐待が起こるケースがあります。上司がそのようないじめを行っている場合は黙認される場合が多く、事態が深刻化することがあります。

形がい化、タテマエ化させない虐待防止体制をつくろう

地域の虐待を防ぐネットワークや、施設や職場での虐待防止委員会等、虐待を防ぐ仕組み作りが大切です。形式だけのものにしたり、組織として見て見ぬふりをしたりすることなく、日頃の支援の振り返りや取り組みの見直しができるようなアクティブな組織づくりが求められています。

★障害者虐待防止法は、平成24年10月に施行されました。

★この法律では障害のある人への虐待を発見した場合、全ての国民に通報の義務を課しています。

★通報した人の情報は完全に保護されます。匿名による通報でもかまいません。

★養護者による18歳未満の障害のある子への虐待は児童虐待防止法で対応しています。(通報先は児童相談所になります)

★この法律には虐待に対する罰則はありませんが、関係法規による改善命令などの行政処分や、状況によっては刑法で処罰される場合もあります。

★学校、保育所、医療機関も施設や職場のように障害のある人への虐待が問題になることがあります。この法律では障害者虐待として定義されず、国民に通報の義務も課していません。しかし、法律の中で、それぞれの長や管理者に対して職員の研修や虐待相談体制の整備など虐待防止の措置をとるように求めています。(通報いただいた場合は、それを所管する役所等と連携し、当該の役所等が関係法規に従い障害のある人の保護や虐待に対する対応をしていくことになります。)

つうほう
通報
とどけて
届出
そうだん
相談
は
ち
ら
へ

ながのししょうがいしゃぎやくたいぼうし
長野市障害者虐待防止センター(長野市障害福祉課内)

☎:026-224-8730

fax:026-224-5093

ながのししょうがいしゃけんりようご
長野市障害者権利擁護サポートセンターべターデイズ

(虐待防止・差別解消)

☎:026-262-1110

fax:026-217-7024

メールアドレス:betterdays-kenri@moritoki.jp

相談時間:月曜日~金曜日(祝祭日、年末年始のぞく)8:30~17:30

ながのし
長野市

201905